

豊中市災害時多言語支援センター設置に関する協定書

豊中市（以下「甲」という。）と公益財団法人とよなか国際交流協会（以下「乙」という。）は、災害時において、豊中市災害時多言語支援センター設置（以下、「センター」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における外国人市民等の支援を円滑に行うため、センターの設置・運営並びに甲及び乙が果たすべき役割について、必要な事項を定めるものとする。

（甲の役割）

第2条 甲は、豊中市災害対策本部（以下、「本部」という。）が設置された場合、センターの設置を乙に要請する。

2 甲は、本部が発表する情報をはじめ、外国人市民等が必要な情報を、乙に速やかに提供するものとする。

3 甲は、前項に掲げる業務の他、乙によるセンター業務の円滑な遂行に必要な調整及び支援を行うものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は前条の要請を受けた場合は、センターを設置し、通常業務に優先してセンターの業務を行うものとする。

2 緊急を要する場合は、前条に定める要請が無くとも、乙の判断でセンターを設置することができる。但し、速やかに甲に設置を報告するものとする。

3 センターは、次の各号に掲げる業務を、乙の判断により行うものとする。

(1)災害時に外国人市民等に対して提供が必要な情報の翻訳及び発信

(2)外国人市民等からの相談・問合せ等への対応

(3)外国人等の被災状況の把握と避難者情報の収集にかかる支援

(4)外国人市民等が避難している避難所運営（通訳・翻訳等）への支援

(5)ボランティアの募集及びコーディネート

(6)その他外国人市民等の支援に必要な事項

（センターの設置場所）

第4条 センターの設置場所は、原則、とよなか国際交流センター内とする。ただし、甲は、当該施設が被災し設置が困難な場合等には、これに代わる場所を確保する。

2 甲は、乙に対し、著しい被害を受けた地域内にセンターの機能が必要と判断するときは、乙と協議の上、その設置場所の確保に努める。

（他団体等との連携）

第5条 乙は、必要に応じて、市内外の団体等と連携してセンターの運営を行うものとする。

（費用負担）

第6条 センターの運営費用は、原則として甲の負担とする。ただし、甲乙協議により、この費用の負担割合を別に定める場合は、この限りではない。

(解散)

第7条 センターの解散時期は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定の実効性を図るため、外国人に対する災害予防対策として、平常時から防災にかかる情報を共有し、双方が実施する防災訓練及び災害予防対策事業等に積極的に参加、協力するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲乙双方から申出がないときは、更に1年間延長し、以後もこれに従うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年（2017年）2月 28日

甲 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市
豊中市長

浅利 敬一郎



乙 豊中市玉井町1-1-1-601

公益財団法人とよなか国際交流協会
理事長

松本 康之

